

令和 2 年版

# 仙台市消防概況

仙台市消防局

# 目 次

## 仙台市消防のあらまし

仙台市の地勢, 気象, 人口	1
仙台市消防局・消防署所等の配置	3
組織及び主な事務分掌	4
消防署所別面積, 人口及び世帯数	5
消防局及び消防署所等の所在地一覧	6

## 業務概要

消防予算	7
令和2年度当初予算の概要	7
主な事務事業の概要	8
過去5年間の歳出決算額	8
消防職員	9
職員の配置状況	9
職員研修の状況	9
広 報	10
主な広報活動	10
マスコットキャラクター	10
消防音楽隊	11
消防音楽隊の活動	11
警 防	13
警防業務の実施体制	13
消防隊の出場状況	13
消防隊の訓練実施状況	14
緊急消防援助隊	14
救 助	15
救助業務の実施体制	15
事故種別救助隊出場件数及び活動の状況	15
救助隊の訓練実施状況	15
国際消防救助隊 (I R T)	15
航空消防	16
航空消防業務の実施体制	16
消防ヘリコプターの災害種別出場状況	16
航空消防活動訓練の実施	16
救 急	17
救急業務の実施体制	17
救急出場件数及び搬送人員の状況	17
事故種別傷病程度別搬送人員	17

救急隊員に対する教育訓練	18
メディカルコントロールシステム整備	18
市民に対する応急手当の普及啓発	18
仙台市救急ステーション	19
仙台市中央救急出張所	20
PA連携(消防ポンプ車(Pumper)と 救急車(Ambulance)の連携)運用	20
応急手当協力事業所表示制度 (杜の都ハートエイド)	20
全国消防長会救急委員会	20
指 令	21
総合消防情報システム	21
通信設備	22
有線系統図	23
無線系統図	24
映像伝送システム系統図	25
火災予防	26
住宅防火対策	26
防火意識の普及啓発	26
火災調査	27
出火の状況及び火災による損害額	27
主な出火原因	27
火災種別出火件数	28
署別火災発生状況	28
防火管理・消防用設備等の規制	29
防火対象物の実態	29
立入検査	31
防火管理者	31
統括防火・防災管理者	31
防火対象物定期点検報告制度	33
ホテル・旅館等に係る表示制度	33
防災管理	34
防災管理の状況	34
防火管理講習等	35
防火管理に関する講習	35
防災管理及び自衛消防業務に関する講習	35

消防同意	36	資機材の状況	65
消防同意の状況	36	泡消火薬剤等の備蓄状況	65
危険物規制	38	林野火災資機材の配置状況	66
危険物施設	38	消防資機材の配置状況	68
石油コンビナート等特別防災区域の現況	38	水防資機材及び水防工具類の配置状況	72
火薬類取締	39	火災の発生状況	74
火薬類施設	39	四季別出火件数	74
立入検査	39	月別出火件数	74
高圧ガス規制	40	曜日別出火件数	74
高圧ガス事業所	40	署所別火災件数	75
立入検査	40	建物火災火元用途別出火件数	76
住民等の自主防災活動	41	住宅火災の出火箇所別件数	77
地域の防火防災活動	41	中高層建築物の出火階数別出火件数	77
仙台市地域防災リーダー	41	覚知方法別出火件数	77
家庭を中心とした自主防災活動	41	初期消火器具等の使用状況	77
少年・少女を中心とした自主防災活動	41	出火原因	78
消防団	42	放火火災の種別出火件数・損害状況	78
消防団の組織	42	建物火災の用途別・出火原因別件数	78
消防団員の定員・現員	42	車両火災の出火原因別件数	79
危機管理・防災	43	その他の火災の出火原因別件数	79
防災計画	43	火災防御活動状況	79
危機対応組織	43	月別活動状況	79
防災行政用無線	44	放水火災の平均活動状況	79
コミュニティ防災センター及び		救助活動の状況	80
簡易型防災資機材倉庫の整備	44	各区・地区別活動状況	80
避難所・避難場所の整備	44	事故種別出場人員・活動人員	80
災害救助物資の備蓄	44	気象警報等及び非常配備の発令状況	81
津波避難施設の整備	45	月別気象警報等発表状況	81
消防相互応援協定等	47	月別津波警報等発表状況	81
消防相互応援協定等の締結状況	47	月別非常配備発令状況	81
<b>統計資料</b>		消防ヘリコプター及び離着陸場等の概要	82
沿革	51	消防ヘリコプターの諸元	82
消防力の推移	58	主な装備	82
消防職員	59	ヘリコプター離着陸場一覧	82
階級別・年齢別消防職員数	59	飛行場外離着陸場適地一覧表	82
職員勤続年数構成表	60	災害種別出場状況	84
職員の公務災害発生状況	61	昭和23年以降の火災の状況	85
職員の表彰	61	昭和23年以降の火災件数及び損害状況	85
職員の資格取得状況	61	昭和23年以降の原因別火災発生状況	86
保有車両の配置状況	62	救急隊数の推移	87
消防水利の状況	64	救急医療体制	87
		初期救急医療機関	87

二次救急医療機関	87	コミュニティ防災センターの概要	106
三次救急医療機関	87	コミュニティ防災センター及び簡易型防災	
救急告示医療機関数	87	資機材倉庫の所在・施設概要一覧	106
<b>救急活動状況</b>	<b>88</b>	<b>消防団</b>	<b>114</b>
事故種別出場件数及び搬送人員	88	年令及び階級別消防団員数	114
行政区別出場件数及び搬送人員	88	消防団員の表彰	115
曜日別事故種別出場件数	88	消防団員の入退団状況	116
時間帯別事故種別出場件数	89	消防団員の勤続年数	116
年令区分別事故種別搬送人員	89	消防団員報酬額	116
発生場所別搬送人員	89	消防分団別人員及び装備の配置状況	117
居住地別事故種別搬送人員	89	<b>防災都市宣言</b>	
医療機関別搬送人員	90	<b>東日本大震災への対応状況</b>	
東北自動車道における救急応援実施状況	90		
救急隊別活動状況	91		
<b>搬送者に対する応急処置実施状況</b>	<b>92</b>		
全救急隊員による応急処置実施状況	92		
全救急隊員による拡大応急処置実施状況	92		
救急救命士による救急救命処置実施状況	92		
<b>発足（昭和36年）以降の救急発生状況</b>	<b>93</b>		
<b>指令業務の状況</b>	<b>94</b>		
119番等受付状況	94		
<b>政令防火対象物の状況</b>	<b>95</b>		
中高層建築物の状況	95		
消防用設備等設置状況	96		
<b>予防関係事務処理状況</b>	<b>97</b>		
各種届出等事務処理状況	97		
消防用設備等着工届出等処理状況	97		
<b>危険物施設の状況</b>	<b>98</b>		
危険物保安監督者選任状況	98		
予防規程認可状況	98		
<b>危険物関係事務処理状況</b>	<b>99</b>		
危険物関係申請・届出状況	99		
<b>火薬類取締関係事務処理状況</b>	<b>100</b>		
火薬類取締関係申請・届出状況	100		
公安委員会通報・意見聴取状況	100		
<b>高圧ガス・液石ガス法関係事務処理状況</b>	<b>101</b>		
高圧ガス法関係申請・届出状況	101		
液石ガス法関係申請・届出状況	102		
ガス事業法届出状況	102		
<b>避難所・避難場所の概要</b>	<b>103</b>		
各区の指定避難所一覧	103		



仙台市消防のあらし





#### (4) 年齢構造

人口年齢構造を、年齢（5歳階級）別の人口ピラミッド（平成27年10月1日現在、国勢調査結果による）で見ると、全体的に張り出しが少なく、年齢層の間で人口の差が小さい、「つぼ型」に近い形を示しています。

また、20年前の平成7年の人口ピラミッドとの比較によって年齢構造の変化を見ると、ピラミッドの頂点がより平たくなり、14歳以下人口も少なく、近年における超高齢社会を反映した傾向を見せています。

つぎに、年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口は129,309人、15～64歳の生産年齢人口は674,873人、65歳以上の老年人口は234,360人で、総人口に占める割合はそれぞれ12.5%、65.0%、22.6%となっています。前回調査に対する増減率をみると、年少人口は5.5%の減少、生産年齢人口は

4.1%の減少となった一方、老年人口は22.2%の増加となっています。（※）

※ 数字の単位未満については、四捨五入、あるいは切り捨てている箇所があり、また、不詳の数を含むため、総数と内訳の計が一致しない場合があります。割合は分母から不詳を除いて算出しています。

#### (5) 世帯

平成27年国勢調査における世帯数は498,953世帯で、前回調査と比較して33,693世帯、率にして7.2%増加しています。

また、1世帯当たりの人員は2.17人で、単身者世帯の増加などによって、年々世帯規模の縮小が進んでいます。











# 業務概要



## 消防予算

### (1) 令和2年度当初予算の概要

消防局の令和2年度当初予算額は144億1,161万円  
で、仙台市一般会計予算5,410億8,800万円に占める  
割合は2.7%となっています。

消防費の科目別内訳は、人件費、庁舎維持管理費、  
総合消防情報システム運用に要する経費等の消防費  
として119億6,042万円、団員報酬等、退職報償金、  
消防団施設等整備費の消防団費として5億8,305万

円、消防車両整備費、消防水利整備費、庁舎施設・  
設備整備費等の消防施設費として18億6,107万円、  
災害弱者の家具転倒防止事業費の防災対策費として  
600万円、水防用資機材整備費の水防費として104万  
円です。

また、消防費の性質別内訳は、人件費109億4,626  
万円、事業費34億6,534万円となっています。

表-3 年度当初予算の比較

区 分	元年度当初予算 (千円)	2年度当初予算 (千円)	対前年度比		
			金額(千円)	割合(%)	
予算総額(企業会計を除く)	873,318,678	847,465,295	△ 25,853,383	97.0	
一 般 会 計 総 額	556,342,000	541,088,000	△ 15,254,000	97.3	
消 防 費	14,221,427	14,411,611	190,184	101.3	
(対一般会計構成比)	2.6%	2.7%			
内 訳	消 防 費	11,800,896	11,960,429	159,533	101.4
	消 防 団 費	593,148	583,050	△ 10,098	98.3
	消 防 施 設 費	1,820,420	1,861,074	40,654	102.2
	防 災 対 策 費	5,902	6,009	107	101.8
	水 防 費	1,061	1,049	△ 12	98.9

## (2) 主な事務事業の概要

令和2年度は、「立ち入り検査の計画的かつ着実な実施」を特に重点的に取り組むべき事項として掲げ、火災の未然予防対策の推進に取り組むほか、近年の気象変動等に伴い甚大化・複雑化する災害への対応、高齢化の進展に伴う救急出場件数増加への取り組み

等を推進していくため、消防局運営の基本方針に掲げる「業務執行体制の充実」「消防活動体制の充実」「救急業務実施体制の充実」「火災予防対策等の推進」「大規模災害等への対応」の各種事業について、総合的に取り組みます。

表－４ 主な事務事業の概要

事業名	概要	事業費 (千円)
業務執行体制の充実	より効果的・効率的な業務運営を図るとともに、消防職員として必要な知識及び技能のレベルアップと活力ある職場づくりを推進する。	11,574
消防活動体制の充実	街区訓練施設や各種装備等の整備、署所改修や車両更新による総合的な消防力の整備、複雑多様化する災害に対応するための実践的な訓練の実施、円滑な通信・指令体制の確立、航空消防活動体制における能力の向上や円滑な運用、計画的な消防団の充実強化を推進し、迅速かつ効果的・効率的な消防活動を実施する。	2,542,001
救急業務実施体制の充実	増加が見込まれる救急需要への対策、救急救命士の養成及び生涯教育の実施等によるメディカルコントロール体制の充実、救急活動用通信端末の追加整備等による救急搬送体制の整備、医師等による救急現場活動体制の充実、フィードバック機能付訓練人形を活用した市民等への応急手当の普及啓発等を推進し、傷病者の救命率の向上を図る。	185,791
火災予防対策等の推進	火災件数の更なる減少及び死傷者の低減に向け、立入検査を計画的かつ着実に実施するほか、市民への防火意識の啓発や火災調査体制の充実強化等、総合的な火災予防対策の充実強化に取り組む。また、危険物施設等からの重大事故防止に向け事業所等と連携した安全確保対策の取り組みを推進する。	58,953
大規模災害等への対応	東日本大震災の経験を踏まえ、大規模地震災害への災害対応力の充実を図る。また、風水害、土砂崩れ等による大規模な自然災害や大規模林野火災への対策に的確に対応できる体制の充実を図る。	324,086

## (3) 過去5年間の歳出決算額

表－５ 歳出決算額（一般会計との比較）

年度別	一般会計 (千円)	消 防 費 (千円)	対一般会計構成比 (%)
26	543,925,266	14,261,223	2.6
27	523,994,459	15,066,714	2.9
28	476,367,141	13,989,521	2.9
29	507,812,741	14,856,233	2.9
30	501,918,536	15,552,204	3.1

# 消防職員

## (1) 職員の配置状況

令和2年4月1日現在の消防職員数は、1,112人（消防学校入校中及び派遣等の職員48人を含む）であり、配置状況は、消防局に219人、消防署に893人となっています。

勤務形態別配置状況は、交代制勤務者（警防部救急課、指令課及び消防航空隊、並びに消防署警防課及び消防分署）が840人、毎日勤務者が272人となっています。

## (2) 職員研修の状況

消防職員の学校教育機関として、消防大学校（国）、消防学校（県）があります。

令和元年度は、消防大学校に8人、消防学校に99人の計107人の職員をそれぞれの教育目的に応じた研修科目に派遣し、知識・技術の向上を図りました。

表－6 職員の配置状況

（令和2年4月1日現在）

区分	計	消防局	青葉	宮城野	若林	太白	泉	宮城
消防司監	1	1						
消防正監	5	4	1					
消防監	8	2	1	1	1	1	1	1
消防司令長	72	23	9	9	8	10	8	5
消防司令	120	45	11	14	15	10	18	7
消防司令補	338	73	53	45	41	50	51	25
消防士長	291	31	50	50	36	59	43	22
消防副士長	5			2	1		1	1
消防士	263	32	47	47	32	44	39	22
その他の職員	9	8			1			
小計	1,112	219	172	168	135	174	161	83
短時間再任用職員	47	10	7	7	6	7	4	6
合計	1,159	229	179	175	141	181	165	89

表－7 職員研修の状況

（令和元年度）

区分	研修種別	対象者・資格等	日数	受講者数	
学校研修	消防大学校	幹部科（第59期）	消防司令	34日	1
		警防科（第106期）	消防司令補以上で警防業務に従事している者	36日	1
		火災調査科（第37期）	消防士長以上で火災調査業務に従事している者	35日	1
		緊急消防援助隊教育科 指揮隊長コース（第22回）	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等	9日	1
		緊急消防援助隊教育科 航空隊長コース（第19回）	消防司令補以上で管理指導的な者等	10日	1
		緊急消防援助隊教育科 NBCコース（第9回）	NBC災害担当者又は特別機動救助隊長等	15日	1
		女性活躍推進コース（第4回）	消防司令補又は消防士長の階級にある女性消防吏員	7日	1
		消防団活性化推進コース（第6回）	市町村の消防団の加入促進や教育訓練等充実強化業務に携わる消防本部の担当職員	5日	1
	宮城県消防学校	初任総合教育（第23期）	新たに消防職員に任命された者	174日	36
		警防科（第8期）	消防司令補又は消防士長の階級にあり、警防業務に従事している者	10日	6
		特殊災害科（第6期）	消防司令補又は消防士長の階級にあり、現場指揮の業務に従事している者	7日	6
		予防査察科（第8期）	消防司令補又は消防士長の階級にあり、予防査察業務に従事している者	10日	6
		火災調査科（第10期）	消防司令補又は消防士長の階級にあり、火災調査業務に従事している者	10日	6
		中級幹部科（第31期）	消防司令及び組織の管理を職務とする消防司令補の階級にある者	7日	6
派遣研修	資格取得研修	上級幹部科（第7期）	消防司令長以上（消防大学校上級幹部科修了者を除く。）の階級にある者	2日	7
		救助隊員再教育	救助隊員として、1～5年間従事している者	10日	6
		救急隊員再教育	救急隊員として、1～5年間従事している者	5日	6
		救急救命士処置拡大講習	薬剤投与実施に係る認定を受けている救急救命士	5日	2
		救急救命士再教育講習	救急救命士の資格を有する者	4日	6
		指揮隊長教育講習	災害現場において、部隊指揮、安全管理を担当する者	5日	6
		2級小型船舶操縦士	関係職にある者	3日	6
		特殊小型船舶操縦士	〃	2日	1
		衛生管理者	〃	1日	6
		小型移動式クレーン	〃	3日	8
	クレーン玉掛け	〃	3日	8	
	第1級陸上特殊無線技士	〃	8日	3	
	潜水士	〃	1日	1	
	大型自動車免許	〃	35日	23	
中型自動車免許	〃	20日	14		
特別管理産業廃棄物管理責任者	〃	1日	2		
救急救命士	救急救命士養成研修	救急救命東京研修所等での研修に派遣を命ぜられた者	126日	7	
	救急救命士就業前病院実習	救急救命士の国家試験合格者で救急救命士の業務運用がされていない者	30日	6	
	救急救命士定期研修	救急救命士	2日	103	
	救急ステーション実習	〃	365日	75	



# 消防音楽隊

## (1) 消防音楽隊の活動

仙台市消防音楽隊は、現在隊長以下30名の隊員で編成され、消防関係行事をはじめ各区民まつりなど仙台市の行事や、七夕まつりなどの伝統的行事にも出場しています。

また、カラーガード隊「グリーン・ジュエルズ SENDAI」による華やかな演技を取り入れた効果的な市政広報を行っています。

※令和2年4月1日現員数：隊長以下30名（音楽隊24名・カラーガード隊6名）

図-3 音楽隊構成図

(令和2年4月1日現在)

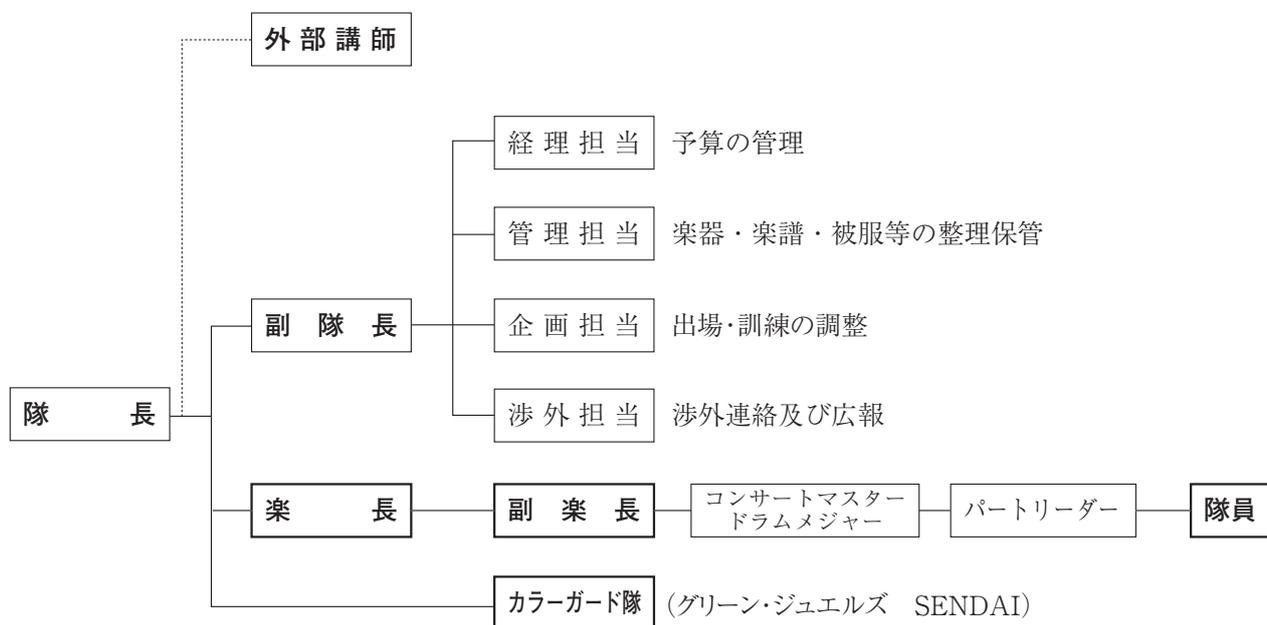
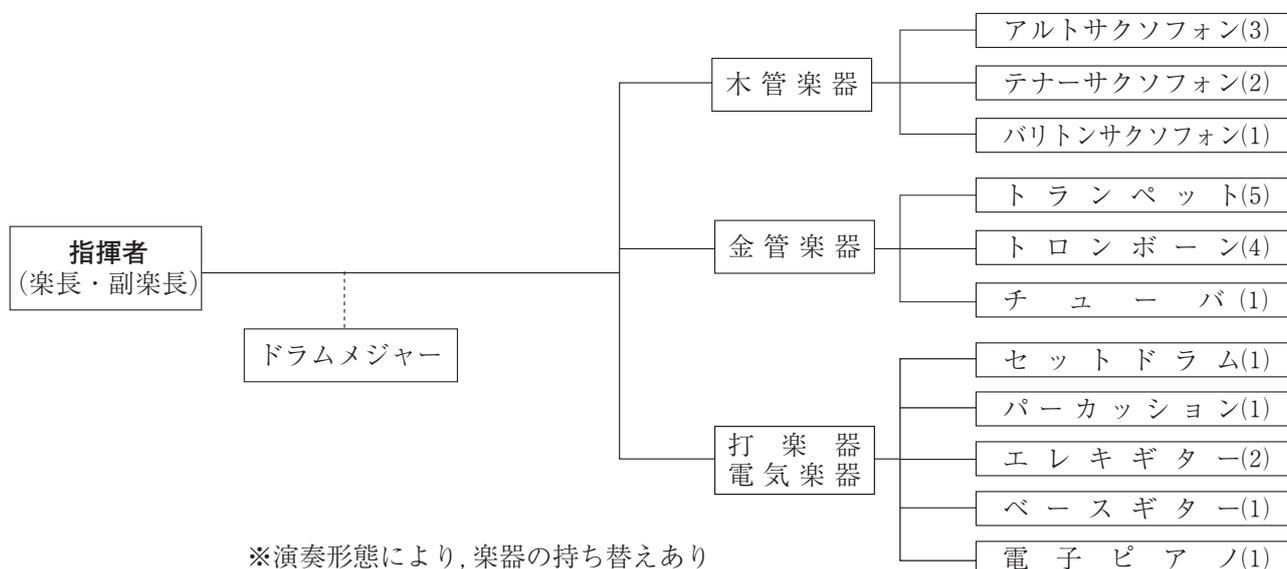


図-4 楽器編成図



※演奏形態により、楽器の持ち替えあり

表－9 出場状況及び訓練回数（過去5年間）

区 分		令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
出 場 件 数		32( 12)	34( 14)	32( 22)	33( 20)	34( 15)
	消 防 関 係 行 事	19( 2)	19( 3)	14( 6)	14( 4)	18( 5)
	市 関 係 行 事	13( 10)	14( 10)	18( 16)	18( 15)	15( 9)
	そ の 他 の 行 事	0	1( 1)	0	1( 1)	1( 1)
訓 練 回 数		101(102)	108(115)	104(133)	98(114)	98( 89)
啓 発 対 象 者 数		144,806	214,053	114,789	100,299	133,910

※（ ）内の数字はカラーガード隊の出場・訓練回数。

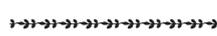
※平成30年度は、仙台市出身スポーツ選手の凱旋パレードへの出場を含み、啓発対象者が増大している。

表－10 楽器保有数

(令和2年4月1日現在)

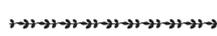
区 分	楽 器 名 称 (木管楽器・金管楽器)														
	ピ ッ コ ロ	フ ル ト	オ ー ボ エ	ク ラ リ ネ ット	バ ス ク ラ リ ネ ット	ソ プ ラ ノ サ ツ ク ス	ア ル ト サ ツ ク ス	テ ナ ー サ ツ ク ス	バ リ ト ン サ ツ ク ス	ト ラ ン ペ ット	コ ル ネ ット	ホ ル ン	ユ ー ホ ニ ユ ー ム	ト ロ ン ボ ー ン	チ ユ ー バ
演 奏 用	3	4	1	6	1	1	5	3	1	7	1	4	2	5	2
マーチング用												4	2		3

区 分	楽 器 名 称 (パーカッション)														
	シ ン バ ル	ド ラ ム セ ット	バ ス ド ラ ム	ス ネ ア ド ラ ム	テ ナ ー ク ォ ー ド	テ ィ ン パ ニ	シ ロ フ ォ ン	ビ ブ ラ フ ォ ン	グ ロ ッ ケ ン	コ ン ガ	ボ ン ゴ	テ ィ ン バ レ ス	エ レ キ ギ タ ー	エ レ キ ベ ー ス	電 子 ピ ア ノ
演 奏 用	2	1	1			1	1	1	2	1	1	1	2	1	1
マーチング用			4	2	2		1								



# 警

# 防



## (1) 警防業務の実施体制

本市の消防は、昭和23年11月に自治体消防として発足以来、火災を中心とした各種災害の教訓を活かしながら、施設、装備などのハード面から消防力の整備を図るとともに、それらを有効に活用するための訓練等により、的確な災害対応を実施することで安全・安心な市民生活の確保に努めてきました。

しかしながら、都市構造の変化や少子高齢化に代表される社会環境等の変化に伴い、災害事象も複雑多様化・大規模化し、警防業務の広がりに加え、従来にも増して迅速的確な災害対応が求められています。

こうした背景の下、本市においては令和2年4月1日現在、各消防署（6署）に指揮隊及び警防隊を配置するとともに、各消防分署（3分署）及び消防出張所（17出張所）に警防隊を配置し、昼夜を問わず各種災害対応を実施しています。

## (2) 消防隊の出場状況

令和元年中における消防隊の出場件数は4,113件で、出場延人員は47,945人でした。その内訳は、火災出場（管外出場含む）が257件（出場人員6,653人）、火災以外の災害出場が3,856件（出場人員41,292人）です。

表-11 災害種別の出場状況

(令和元年中)

区 分	出場件数	出場台数	出場人員	一件あたりの 出 場 台 数	一件あたりの 出 場 人 員	
合 計	4,113	11,930	47,945	2.9	11.7	
火 災	放 水	105	1,004	3,736	9.6	35.6
	非 放 水	144	801	2,865	5.5	19.8
	管 外	8	8	52	1.0	6.5
火 災 以 外	自 然 災 害	496	625	2,509	1.3	5.1
	救 助	473	2,446	9,787	5.2	20.7
	危 険 物 漏 洩	274	628	2,514	2.3	9.2
	ガ ス 漏 れ	18	147	590	8.2	32.8
	誤 報	128	992	3,971	7.8	31.0
	偽 報	39	123	493	3.2	12.6
	非 火 災 報	406	613	2,453	1.5	6.0
	P A 連 携	1,504	3,359	14,239	2.2	9.5
	そ の 他	518	1,184	4,736	2.3	9.1

表-12 消防隊の訓練実施状況

(単位：回) (令和元年度)

区 分	指揮技術 訓	活動技術 訓	機器操作 訓	林野火災 訓	水防訓練	消防訓練	集団災害 訓	災害対応 訓	効果確認
合計	195	6,429	6,871	12	13	125	63	154	36
青 葉	9	821	912	2		53	2	24	14
宮 城 野	39	823	1,125	1	4	2	14	33	4
若 林	42	969	724	1	6	11	16	25	9
太 白	61	1,677	2,046	1		15	11	32	2
泉	19	1,219	1,255	1		41	20	12	2
宮 城	21	736	761	6	3	3		17	7
消防航空隊	4	184	48	1				11	

### (3) 消防隊の訓練実施状況

消防を取り巻く社会情勢の変化に伴い、火災はもとより、集団災害や特殊災害など、災害も複雑多様化し、従来の消防活動に加えて、新たな知識や資機材、消防戦術が必要とされています。このような変化に確実に対応し、災害による被害を軽減するため、社会情勢に即応した訓練を実施しています。

### (4) 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、国内で発生した地震等の大規模災害時にお

ける人命救助活動をより効果的かつ充実したものとするため、平成7年6月に発足しました。本市のこれまでの出動実績は、12件となっています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、全国の緊急消防援助隊が被災地に応援のために出動して、消火、救助、救急及び危険物排除等の災害対応にあたり、仙台市は、札幌市消防局、東京消防庁、北九州市消防局の航空隊と、神奈川県、三重県、島根県、熊本県の陸上隊の応援を受けました。

表-13 本市緊急消防援助隊の出場実績

件数	年	活動期間	災害の内容
1	H10	H10.9.4(1日)	岩手県内陸北部地震
2	H12	H12.4.3~H12.4.19(17日)	北海道有珠山火山災害
3	H15	H15.9.26(1日)	十勝沖地震
4		H15.9.28~H15.10.11(14日)	出光興産北海道製油所貯蔵タンク火災
5	H16	H16.7.14~H16.7.15(2日)	新潟・福島豪雨
6		H16.10.23~H16.10.28(6日)	新潟県中越地震
7	H19	H19.7.16~H19.7.23(8日)	新潟県中越沖地震
8	H20	H20.6.14~H20.6.18(5日)	岩手・宮城内陸地震
9		H20.7.24~H20.7.24(1日)	岩手県沿岸北部地震
10	H28	H28.8.31~H28.9.9(10日)	平成28年台風第10号災害
11	H30	H30.9.6~H30.9.10(5日)	北海道胆振東部地震
12	R1	R1.10.13~R1.10.18(6日)	令和元年東日本台風災害

表-14 本市緊急消防援助隊の登録状況

(令和2年4月1日現在)

区分	登録隊数	登録人数
合計	55(49)	212(198)
指揮支援隊	3	15
県大隊指揮隊	4(1)	16(4)
統合機動部隊指揮隊		
NBC災害即応部隊指揮隊		
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊		
航空指揮支援隊	1	3
消火小隊	13	52
救助小隊	3	15
救急小隊	7	22
後方支援小隊	7(1)	17
通信支援小隊	1	3
特殊災害小隊	8(6)	28(18)
特殊装備小隊	6	24
航空小隊	2	12

※ ( ) 内は重複を除いた数





# 救 急

## (1) 救急業務の実施体制

救急業務は、昭和38年に法制化されて以来、年々その体制が整備され、現在では市民の生命、身体を守るうえで必要不可欠な行政サービスとして市民の生活に深く定着しています。

また、平成3年以降、救急救命士法の制定や高規格救急車の整備により救急業務の高度化が図られました。平成15年4月からは、市内4医療機関との連携によりメディカルコントロールシステムを導入しています。

令和2年4月1日現在、6署3分署13出張所、救急ステーション、中央救急出張所に27隊の救急隊（うち1隊は高度処置救急隊(ドクターカー)）を設置し、専任救急隊員217人（予備救急隊員484人）と38台の高規格救急車（予備車11台を含む）で救急業務を実施しています。

## (2) 救急出場件数及び搬送人員の状況

令和元年中における救急業務の実施状況は、救急出場件数54,816件（対前年2,278件増、対前年比4.3%増）、搬送人員47,973人（対前年1,382人増、対前年比3.0%増）となっています。

これは、1日あたり約150.2件、約9.6分に1回の割合で救急隊が出場し、市民の約22.7人に1人が救急隊によって搬送されたこととなります。

## (3) 事故種別傷病程度別搬送人員

令和元年中の搬送人員47,973人の傷病程度別の状況をみると、死亡、重症、中等症が全体の65.9%、軽症の割合は34.1%となっています。

表-20 救急隊の配置状況

(令和2年4月1日現在)

署名称	救急隊数	救急隊設置署所
消防局	4隊	救急ステーション2隊（うち1隊は高度処置救急隊）、中央救急出張所2隊
青葉消防署	5隊	本署2隊、国見出張所、片平出張所、荒巻出張所
宮城野消防署	5隊	本署、高砂分署、岩切出張所、鶴谷出張所、原町出張所
若林消防署	3隊	本署、六郷分署、河原町出張所
太白消防署	5隊	本署、長町出張所、中田出張所、八木山出張所、秋保出張所
泉消防署	3隊	本署、八乙女分署、根白石出張所
宮城消防署	2隊	本署、熊ヶ根出張所
合計	27隊	

表-21 救急隊員数等

(令和2年4月1日現在)

救急隊員数	専任救急隊員	217
	予備救急隊員	484
	計(人)	701
救急隊員有資格者の内訳	救急科(250時間)修了者	574
	救急科救急標準課程(250時間)修了者	281
	救急Ⅰ課程(135時間)及び救急Ⅱ課程(115時間)修了者	36
	救急Ⅰ課程(135時間)のみ修了者	6
	計(人)	897
	救急救命士有資格者(就業前実習未修了者除く)	(人)
救急救命士配置状況	各救急隊	125
	指令課	8
	救急課(救急ステーション救急隊、中央救急隊を除く)	9
	その他(研修所派遣、各署日勤等)	30
	計(人)	172
救急車配置状況	各救急隊	26
	高度処置救急隊(ドクターカー)	1
	予備車(本署、救急ステーション及び中央救急出張所に各1台、管理課3台配置)	11
	計(台)	38

#### (4) 救急隊員に対する教育訓練

救急救命士の知識や技術の向上を図るため、医師による講義、シミュレーション実習、救急車同乗実習や病院実習などの生涯教育を、平常勤務と切り離れた教育システムの中で毎年組織的に実施しています。

また、救急救命士が行える処置範囲は、飛躍的に拡大しており、①気管内チューブによる気道確保（気管挿管）、②アドレナリン（強心剤）の投与、③自己注射が可能なアドレナリン製剤の条件付き投与のほか、平成26年には、④心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、⑤血糖測定とブドウ糖溶液の投与の2処置が更に追加され、これらの拡大処置を実施できる認定救命士を早期に養成するための特別教育を受講させるなど、救急業務の高度化に対応するための取組みも実施しています。

その他、救急救命士の業務との連携を図るため、救急救命士以外の救急隊員にも定期的な教育訓練を実施しています。

#### (5) メディカルコントロールシステム整備

平成15年4月から、市内4医療機関と連携し、メディカルコントロールシステムを運用しています。

#### (6) 市民に対する応急手当の普及啓発

傷病者の救命率を向上させるためには、救急隊が現場に到着するまでの間に、心肺機能停止（C P A）状態で倒れた人に対して、その場に居合わせた市民が心肺蘇生法を施すこと（バイスタンダーC P R）が極めて重要です。

仙台市では、平成16年度を初年度として市民20万人（5人に1人）の受講を目標とし、平成19年度に達成したところですが、その後もこれまでの取組みを継承し、引続き毎年度2万5,000人以上の受講を目標として、胸骨圧迫、人工呼吸及び自動体外式除細動器（A E D）の取扱いを主とした救命講習会を開催し、市民に対する応急手当の普及啓発を積極的に進めています。

平成24年度から、より気軽に応急手当が学べる「救命入門コース（90分）」、平成29年度には、主に小学校上学年を対象とした「救命入門コース（45分）」を設けています。

表-22 救急出場件数及び搬送人員の推移

区分	仙 台 市				全 国			
	出場件数	指数	搬送人員数	指数	出場件数	指数	搬送人員数	指数
平成17	39,193	100	35,706	100	5,280,428	100	4,958,363	100
平成18	38,787	99	35,003	98	5,240,478	99	4,895,328	99
平成19	39,464	101	35,548	100	5,293,403	100	4,905,585	99
平成20	37,512	96	33,415	94	5,100,370	97	4,681,447	94
平成21	37,863	97	33,140	93	5,125,936	97	4,686,045	95
平成22	42,052	107	36,312	102	5,467,620	104	4,982,512	100
平成23	46,394	118	40,086	112	5,711,102	108	5,185,313	105
平成24	45,226	115	38,688	108	5,805,701	110	5,252,827	106
平成25	45,671	117	39,511	111	5,918,939	112	5,348,623	108
平成26	47,184	120	40,813	114	5,988,377	113	5,408,635	109
平成27	48,065	123	41,371	116	6,054,815	115	5,478,370	110
平成28	48,363	123	42,701	120	6,210,082	118	5,620,889	113
平成29	49,816	127	44,123	124	6,342,096	120	5,735,915	116
平成30	52,538	134	46,591	130	6,605,213	125	5,960,295	120
令和元	54,816	140	47,973	134	6,639,751	126	5,977,912	121

※ 令和元年の全国値は速報値

また、応急手当について学べるホームページの開設や緊急時にも使えるスマートフォン用のアプリケーション「救命ナビ」(平成29年4月に病気やけがの緊急度を自ら判定できる機能「救急受診ガイド」を追加、宮城県の#7119運用開始に伴い平成30年3月に「おとなの救急電話相談」を追加)を公開するなど、応急手当の裾野の拡大に取り組んでいます。

## (7) 仙台市救急ステーション

仙台市救急ステーションは、①高度処置救急隊(ドクターカー)運用の拠点としての機能、②間接的メディカルコントロール(事後検証、救急隊員教育、症例検討会)の拠点施設としての機能、③救急業務の高度化に適確に対応するため、救急業務全般を統括的に指導する救急課直轄の救急隊の活動拠点としての機能、これら3つの機能を併せ持つ施設です。

表-23 事故種別傷病程度別搬送人員

(令和元年中)

区分	計	死亡	重症	中等症	軽症	その他
急病	32,232	386	2,754	18,493	10,599	
一般負傷	6,077	31	544	2,427	3,072	3
転院搬送	5,793	4	1,344	4,136	308	1
交通	2,699	6	102	776	1,813	2
その他	1,172	24	75	524	548	1
計	47,973	451	4,819	26,356	16,340	7

表-24 救急隊員に対する教育訓練の実績

(令和元年度)

教育訓練項目	人員(回数)
救急救命士養成(養成研修派遣)	7
宮城県消防学校救急救命士再教育講習派遣	6
宮城県消防学校救急科派遣	0
宮城県消防学校初任総合教育(救急科)	36
救急救命士継続教育プログラム(生涯教育)	134(2回)
救急ステーション実習(生涯教育・1ヵ月)	72
救急救命士就業前病院実習	11
東北救急医学会救急隊員部会(仙台市)	82
日本臨床救急医学会(和歌山市)	5
全国救急隊員シンポジウム(仙台市)	112
宮城県救急医療研究会(石巻市)	24
救急隊員研修会(活動研究会)	64
救急技術訓練	464(16回)
気管挿管病院実習	9
薬剤投与病院実習	11
宮城県消防学校救急救命士処置拡大講習	2

表-25 メディカルコントロールシステム整備

医療機関名	業務内容
東北大学病院	①指示、指導・助言 ②事後検証(メディカルディレクター)
仙台市立病院	①指示、指導・助言 ②病院実習 ③事後検証(メディカルコントロール・メイン)
仙台医療センター	①指示、指導・助言 ②事後検証(メディカルコントロール・サブ)
仙台オープン病院	①指示、指導・助言 ②事後検証(メディカルコントロール・サブ)

### (8) 仙台市中央救急出張所

仙台市中央救急出張所は、特に救急需要が高い市中心地域における対応として、仙台駅直近の宮城野橋高架下に建設し救急隊2隊を配置するとともに、①集団救急災害への対応、②感染症に対する取組み、③救急車同乗実習を通じた他機関との連携、これら3つの機能を併せ持つ救急課直轄の施設です。

### (9) PA連携（消防ポンプ車（Pumper）と救急車（Ambulance）の連携）運用

平成18年6月から、心肺機能停止傷病者が発生した場合に、救急車に加え最寄りの消防署所から自動体外式除細動器（AED）などの救急資器材を積載した消防車等も出場させるPA連携を運用しています。

消防隊員等が早期に救命処置を行い、到着した救急隊の救急救命士が処置を引き継ぐことにより、救命率の一層の向上が期待されます。

### (10) 応急手当協力事業所表示制度（杜の都ハートエイド）

平成21年9月9日の「救急の日」から、自動体外式除細動器（AED）を設置するとともに、応急手当を行うことができる人を配置し、応急手当に協力する意向を有する事業所等に対して「応急手当協力事業所」である旨の証票及びステッカーを交付し、広く市民に周知しています。

令和2年4月1日現在の登録事業所施設数は、1,282施設となっています。

### (11) 全国消防長会救急委員会

平成29年4月から仙台市消防局長が全国59都市の消防長等で構成される全国消防長会救急委員会の委員長に委嘱されました。救急委員会では、救急関係法制事案の措置推進に関することや救急業務の制度及び体制の調査研究に関することなど、救急業務の諸問題の解決に向けた審議等を行っています。

表-26 救命講習の実施状況

（単位：人）

区分	平成6~平成21	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	累計
普通救命講習	236,966	20,151	15,283	20,651	18,864	21,698	20,858	21,188	21,446	21,543	21,877	440,525
上級救命講習	10,638	625	540	639	583	603	697	648	616	681	412	16,682
応急手当普及員講習	3,505	185	195	227	189	188	227	213	209	207	186	5,531
救急入門コース	-	-	-	1,647	3,947	4,482	3,972	4,947	4,285	4,601	4,328	32,209
合計	251,109	20,961	16,018	23,164	23,583	26,971	25,754	26,996	26,556	27,032	26,803	494,947

→→→→→→→→→→→→→→→→ **指 令** →→→→→→→→→→→→→→→→

(1) **総合消防情報システム**

仙台市では災害情報を収集伝達し処理する能力を高め、災害による被害の軽減を図るため、先端技術

を用いた「仙台市総合消防情報システム」を整備しています。

表-27 **総合消防情報システムの機能**

(令和2年4月1日現在)

区分	システム名称	機能	
指令系	指令サブシステム	119番の受信から出場指令に至る一連の業務を支援する。	
	A V M サブシステム	車両に搭載し、現場までのナビゲーション、動態管理、各種支援情報の閲覧等、出場車両の活動を支援する。	
	署隊本部支援サブシステム	署隊本部運用・署落とし運用における、各消防署の指令業務を支援する。	
	関係機関連絡サブシステム	出場指令に基づく、消防団、その他関係機関への事案情報の連絡を支援する。	
業務系	警防・救急システム	警防サブシステム	警防活動に係る活動報告、統計資料作成等の業務を支援する。
		救急サブシステム	救急活動に係る活動報告、統計資料作成等の業務を支援する。
		警防活動支援サブシステム	警防活動における出場先での各種台帳情報の参照、活動報告の入力等を支援する。
		救急活動支援サブシステム	救急活動における出場先での各種台帳情報の参照、活動報告の入力等を支援する。
	予防システム	予防サブシステム	査察結果の入力、各種統計資料作成等の業務を支援する。
		危険物保安サブシステム	危険物に係る査察結果の入力、各種統計資料作成等の業務を支援する。
	総務・管理システム	総務サブシステム	職員の勤怠管理、消防団の管理業務を支援する。
		管理サブシステム	被服管理、車両管理等の業務を支援する。
	消防GISシステム	地図管理サブシステム	仙台市が管理する消防地図をベースとして、各種台帳情報との連携を支援する。
		地図解析サブシステム	仙台市が管理する消防地図と各種台帳情報に基づく、解析・作図等を支援する。
共通システム		利用者管理、帳票管理、メール送信、ウイルス対策等、各システムにおいて共通して利用する基盤的機能を提供する。	
映像系	高所監視カメラ設備	高所監視カメラに係る設備	
	ヘリコプターテレビ電送設備	ヘリコプターテレビ電送に係る設備	
ネットワーク	消防救急無線設備	消防救急無線に係る設備	
	多重無線設備	多重無線に係る設備	
	衛星地球局設備	衛星地球局に係る設備	

## (2) 通信設備

表－28 通信設備の構成

(令和2年4月1日現在)

津波情報伝達システム	防災行政用無線操作卓		1式	
	防災行政用無線親局設備		1式	
	地図表示盤		1式	
	屋外拡声装置		79基	
無線電話設備	固定局 (多重マイクロ)	消防系	7.5GHz	6基
	基地局	消防系	150MHz10W・5W	1基
			260MHz	1基
	携帯基地局	ヘリテレ系	400MHz10W	(1基)
	携帯局	消防系	260MHz5W	6基
			400MHz1W	311基
		ヘリテレ系	15GHz5W	2基
			400MHz5W・1W	(6基)
	陸上移動局	消防系	150MHz5W	16基(260MHz兼用)
			260MHz10W・5W・2W	546基
			400MHz1W	208基
航空局	航空系	130MHz25W(固定型)	3基	
		130MHz1.5W(携帯型)	3基	
		130MHz10W(携帯型)	2基	
航空機局	航空系	130MHz10W	4基	
光伝送設備	光伝送路終端装置		1式	
	光画像伝送装置		1式	
	光ファイバケーブル線路		1区間	
気象・地震観測設備	気象観測設備		3式	
	気象テレメータ設備		3式	
	雨量計		15式	
その他のシステム	災害現場画像情報送信システム		2式	
	河川・流域総合情報システム端末装置		1式	
	防災情報提供システム(～気象台)		1式	
	総合防災情報システム端末装置(～総務省消防庁)		1式	
	災害情報提供システム(杜の都防災メール)		1式	
	メール119番受付端末装置		1式	
	NET119緊急通報システム		1式	
主要回線等の数	INS119番回線		20回線40チャンネル	
	データ指令回線		35回線	
	業務系(OA系)回線		31回線	
	メール119番用回線		1回線	
	病院専用回線		16回線	
	自動応答装置(火災等の問い合わせ用)		20回線	
	仙台市消防救急デジタル無線広域イーサネット回線		16回線	

図-5 有線系統図

(令和2年4月1日現在)

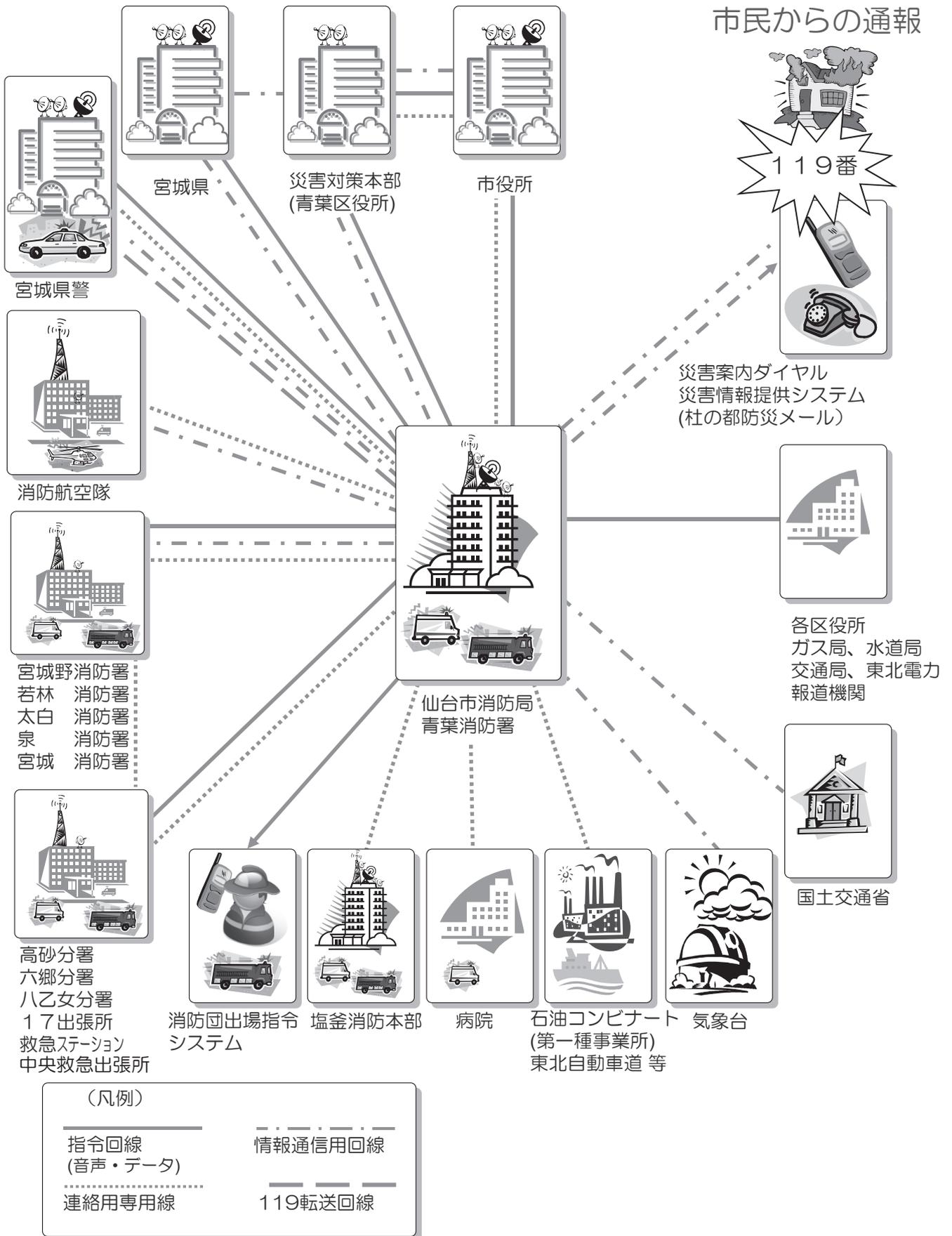


図-6 無線系統図

(令和2年4月1日現在)

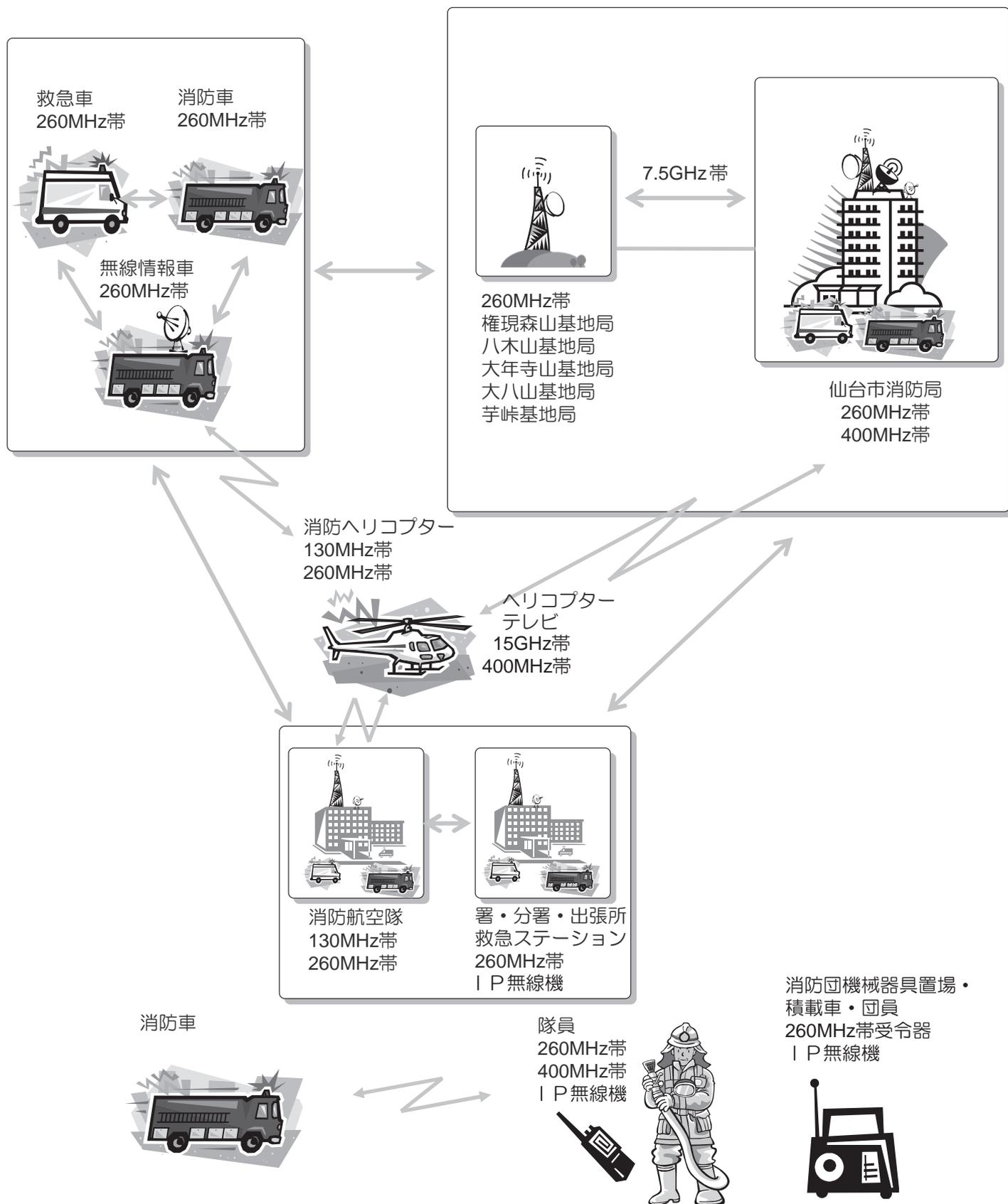
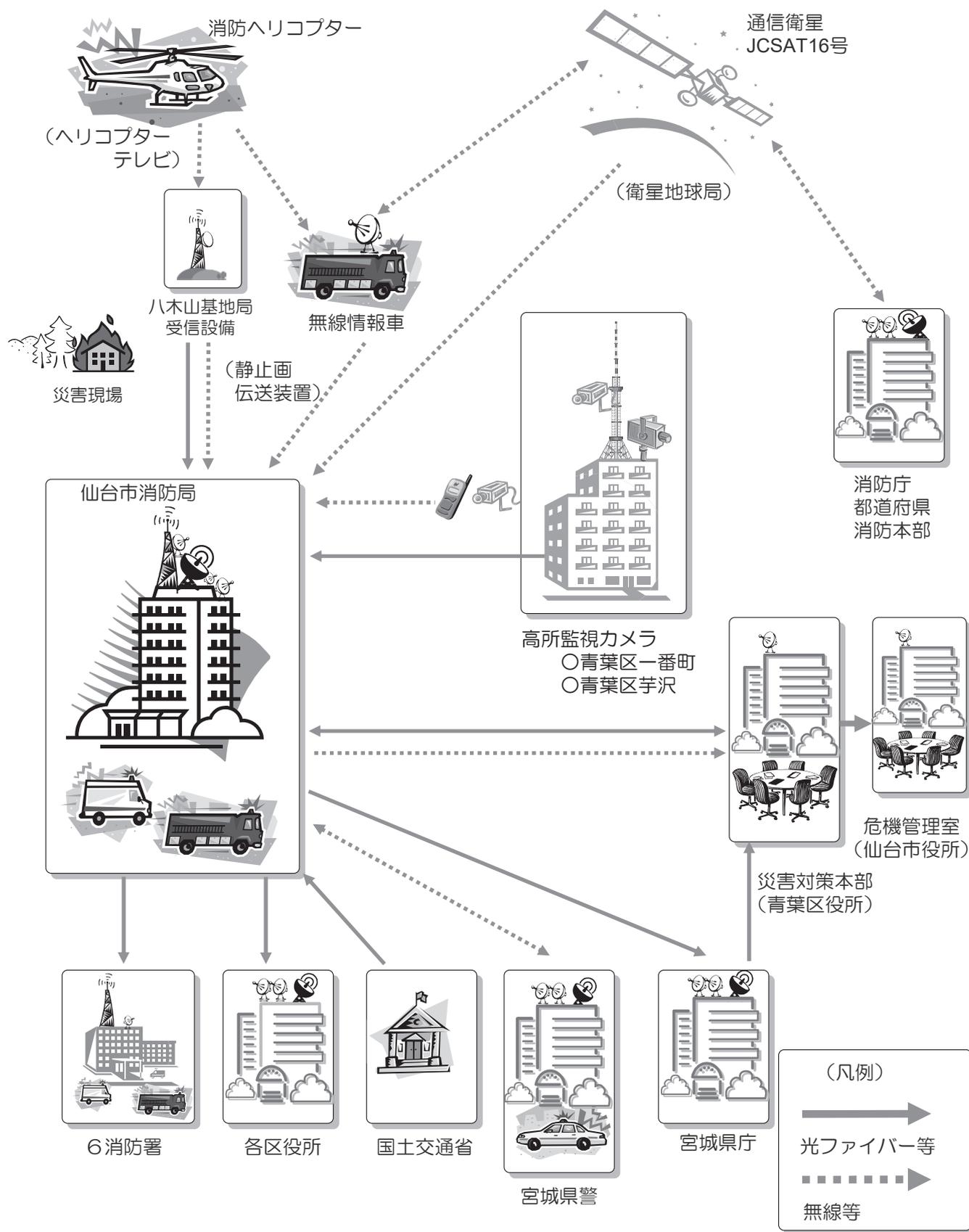


図-7 映像伝送システム系統図

(令和2年4月1日現在)







### (3) 火災種別出火件数

出火件数を火災種別にみると、建物火災が154件(61.8%)、その他の火災64件(25.7%)、車両火災が31件(12.4%)となっています。

※その他の火災とは、空地、土手、河川敷等の枯草、ごみ集積所等の火災をいう。

### (4) 署別火災発生状況

署別の火災発生状況を前年と比較すると、宮城野署及び太白署以外の4署で減少し、宮城野署以外の5署では10年平均の件数を下回っています。

表-30 主な出火原因別の出火件数

(令和元年中)

順位	出火原因	件数
1位	放火(疑い含む)	44
2位	たばこ	34
3位	電灯・電話等の配線	27
4位	こんろ(内天ぶら油12件)	23
5位	電気機器	11
6位	排気管	10
7位	配線器具	8
7位	ストーブ	8
9位	電気装置	7

表-31 火災種別出火件数と構成比率

区分	令和元年		平成30年	
	出火件数	割合(%)	出火件数	割合(%)
建物火災	154	61.8	162	63.8
その他の火災	64	25.7	68	26.8
車両火災	31	12.4	24	9.4
林野火災	0	0.0	0	0.0
船舶火災	0	0.0	0	0.0
合計	249	100.0	254	100.0

表-32 署別火災発生状況

区分	青葉署	宮城野署	若林署	太白署	泉署	宮城署	合計
令和元年	64	63	32	43	27	20	249
割合(%)	25.7	25.3	12.9	17.3	10.8	8.0	100
平成30年	70	49	37	43	31	24	254
過去10年平均	83.2	61.2	40.4	54.4	45.9	23.2	308.3



表-34-1 立入検査実施状況及び防火管理者選任状況

(令和2年4月1日現在)

区 分		防 火 対象物数	令和元年度 立入検査件数	甲種防火 対象物数	乙種防火 対象物数	防火管理者届出済対象物数	
						甲種	乙種
合 計		40,190	9,464	13,284	1,098	12,648	894
(1)	イ 劇 場 等	39	8	38	1	38	1
	ロ 公 会 堂 等	262	107	234	24	231	22
(2)	イ キャバレー等	3	2	2	1	2	
	ロ 遊 技 場 等	65	23	62	2	62	2
	ハ 性 風 俗 店 等	0					
(3)	ニ 個室ビデオ店等	18	6	18		18	
	イ 待 合 等	4	1	3		3	
(4)	ロ 飲 食 店	635	228	336	267	305	240
	百 貨 店 等	1,286	663	827	222	787	186
(5)	イ 旅 館 等	252	235	202	21	201	21
	ロ 共 同 住 宅 等	20,660	3,697	3,424	93	3,228	20
(6)	イ(1) 避難のために患者の 介助が必要な病院	60	25	35		35	
	イ(2) 避難のために患者の 介助が必要な有床診療所	15	7	14		14	
	イ(3) (1)を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	68	29	53		51	
	イ(4) 無床診療所、無床助産所	448	138	97	8	93	4
	ロ(1) 老人福祉施設等	368	152	350	6	340	6
	ロ(2) 救 護 施 設	3		3		3	
	ロ(3) 乳 児 院	1	1	1		1	
	ロ(4) 障害児入所施設	7		7		6	
	ロ(5) 障害者支援施設	47	18	29		25	
	ハ(1) デイサービスセンター等	169	65	108	17	108	15
	ハ(2) 更 生 施 設	2	1	2		2	
	ハ(3) 助産施設 保育所等	261	172	212	23	207	20
	ハ(4) 児童発達支援センター等	19	8	9		9	
	ハ(5) 身体障害者福祉センター等	211	61	66	9	65	9
	ニ 幼 稚 園 等	155	87	149	4	147	4
	(7)	小 中 高 学 校 等	1,024	208	988	10	978
(8)	図 書 館 等	24	7	20	2	19	2
(9)	イ 蒸 気 浴 場 等	9	4	8	1	8	1
	ロ イ以外のもの	4	1		1		1
(10)	停 車 場 等	48	11	13		13	
(11)	神 社 等	367	112	257	60	233	54
(12)	イ 工 場 等	1,615	379	357	7	347	6
	ロ テレビスタジオ	1	1				
(13)	イ 車 庫 等	1,138	261	886	12	836	9
	ロ 格 納 庫	4	1	2		2	
(14)	倉 庫	2,454	579	472	7	458	5
(15)	前 各 号 以 外	3,319	780	1,328	89	1,281	72
(16)	イ 複 合 (特 定)	3,042	978	2,113	181	1,977	162
	ロ 複 合 (非 特 定)	2,040	376	543	26	499	20
(17)	文 化 財 等	32	32	16	4	16	4
(18)	ア ー ケ ー ド	11					

## (2) 立入検査

仙台市では、人命の安全と財産の保護を目的に、消防職員が消防法第4条及び第16条の5の規定により防火対象物や危険物施設等に立ち入って、防火対象物、危険物施設等の位置、構造、設備及び管理、貯蔵・取扱いの状況について、火災予防上必要な検査や防火指導を行っています。

令和2年4月1日現在の防火対象物及び危険物施設等の数は46,882件であり、令和元年度に行った立入検査件数は11,549件です。(防火対象物・危険物施設等の数及び立入検査件数は表-34-1、表-34-2の合計数です)

## (3) 防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者を選任して、消防計画の作成や消火、通報及び避難の訓練の実施等防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けています。

令和2年4月1日現在において、防火管理者を選任しなければならない防火対象物は14,382件あり、そのうち94.2%に当たる13,542件が防火管理者を選任し、その旨を消防署長に届け出ています。

表-34-2 危険物・少量危険物・指定可燃物の立入検査実施状況

(令和2年4月1日現在)

区 分	危険物施設等の数	令和元年度立入検査件数
合 計	6,692	2,085
危険物製造所等	2,071	1,004
少量危険物貯蔵取扱所	4,113	974
指定可燃物貯蔵取扱所	508	107

## (4) 統括防火・防災管理者

消防法では、高層建築物（高さ31mを超える建築物）や一定規模以上の防火対象物で、その管理について権原が分かれているものについては、協議して防火対象物全体について防火管理上必要な業務を統括する統括防火管理者を、大規模建築物で管理につ

いて権原が分かれているものについては、統括防災管理者を定めることを義務付け、全体についての消防計画の作成や消火、通報及び避難の訓練の実施等を行わせることを管理について権原を有する者に対して義務付けています。

表-35-1 統括防火管理を必要とする防火対象物数及び全体についての消防計画届出数

(令和2年4月1日現在)

区 分		防火対象物数		統括防火管理者選任届出数		全体についての消防計画届出数	
			高層建築物		高層建築物		高層建築物
合 計		2,341	826	1,919	679	1,838	662
(1)	イ 劇 場 等	3	0	3		3	
	ロ 公 会 堂 等	6	0	6		6	
(2)	イ キャバレー等	2	0	2		2	
	ロ 遊 技 場 等	3	0	3		3	
	ハ 性 風 俗 店 等	0	0				
(3)	ニ 個室ビデオ店等	0	0				
	イ 待 合 等	0	0				
(4)	ロ 飲 食 店	66	2	55	2	55	2
	百 貨 店 等	14	0	12		12	
(5)	イ 旅 館 等	13	4	13	4	13	3
	ロ 共 同 住 宅 等	519	519	433	433	422	422
(6)	イ(1) 避難のために患者の 介助が必要な病院	0	0				
	イ(2) 避難のために患者の 介助が必要な有床診療所	0	0				
	イ(3) (1)を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	3	0	3		3	
	イ(4) 無床診療所、無床助産所	2	1	2	1	2	1
	ロ(1) 老人福祉施設等	0	0				
	ロ(2) 救 護 施 設	0	0				
	ロ(3) 乳 児 院	0	0				
	ロ(4) 障害児入所施設	0	0				
	ロ(5) 障害者支援施設	1	0	1		1	
	ハ(1) デイサービスセンター等	1	0	1		1	
	ハ(2) 更 生 施 設	0	0				
	ハ(3) 助産施設 保育所等	0	0				
	ハ(4) 児童発達支援センター等	0	0				
	ハ(5) 身体障害者福祉センター等	0	0				
	ニ 幼 稚 園 等	0	0				
(9)	イ 蒸 気 浴 場 等	0	0				
(15)	そ の 他 の 事 業 所 等	87	87	70	70	66	66
(16)	イ 複 合 ( 特 定 )	1,344	154	1,125	132	1,075	132
	ロ 複 合 ( 非 特 定 )	277	59	190	37	174	36

表-35-2 統括防災管理を必要とする防火対象物数及び全体についての防災管理に係る消防計画届出数

(令和2年4月1日現在)

区 分	対象物数	統括防災管理者選任届出数	全体についての消防計画届出数
合 計	68	67	67
11階以上 10,000㎡以上	45	45	45
5階以上10階以下 20,000㎡以上	23	22	22
4階以下 50,000㎡以上	0		

(5) 防火対象物定期点検報告制度

消防法では、多人数を収容する一定の用途、構造の防火対象物の管理について権原を有する者に対して、火災の予防に関する知識を有する者（防火対象物点検資格者）に建物の防火に関する基準の適合状況について点検を行わせ、その結果を報告することを義務付けています。

また、点検の結果が良好な防火対象物には、標識（防火基準点検済証・防火優良認定証）を掲げること

ができます。

(6) ホテル・旅館等に係る表示制度

ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査し、消防法令のほか防火安全上重要な構造等の基準に適合する場合に交付される「表示マーク」を掲げることにより、利用者に建物の情報を提供します。

表-36 防火対象物定期点検報告を必要とする防火対象物 (令和2年4月1日現在)

区 分	合計		青葉消防署		宮城野消防署		若林消防署		太白消防署		泉消防署		宮城消防署	
	収容員 300人 以上	特 定 1 階 段 対 象 物	収容員 300人 以上	特 定 1 階 段 対 象 物	収容員 300人 以上	特 定 1 階 段 対 象 物	収容員 300人 以上	特 定 1 階 段 対 象 物	収容員 300人 以上	特 定 1 階 段 対 象 物	収容員 300人 以上	特 定 1 階 段 対 象 物	収容員 300人 以上	特 定 1 階 段 対 象 物
合 計	923	363	361	302	130	25	82	8	153	19	138	5	59	4
(1) イ 劇場等	21	0	6		2		2		5		5		1	
ロ 公会堂等	142	6	31	1	29		15		31	5	26		10	
(2) イ キャバレー等	1	1	1	1										
ロ 遊技場等	49	0	11		13		5		7		8		5	
ハ 性風俗店等	0	0												
ニ 個室ビデオ店等	4	0	2						2					
(3) イ 待合等	0	0												
ロ 飲食店	23	59	20	55	1	2			1		1	1		1
(4) 百貨店等	190	37	16	36	33		27	1	43		51		20	
(5) イ 旅館等	37	27	15	19	2	3	2		12	4	3		3	1
イ(1) 避難のために患者の 介助が必要な病院	13	5	6	4	1	1	1		2		2		1	
イ(2) 避難のために患者の介 助が必要な有床診療所	0	1								1				
イ(3) (1)を除く病院(2)を除く 有床診療所、有床助産所	13	7	4	4	3		1		4	1		1	1	1
イ(4) 無床診療所、 無床助産所	2	7	2	3						3				1
ロ(1) 老人福祉施設等	8	4	1	1			1	1		1	2	1	4	
ロ(2) 救護施設	0	0												
ロ(3) 乳児院	0	0												
ロ(4) 障害児入所施設	1	0											1	
ロ(5) 障害者支援施設	0	0												
ハ(1) デイサービス センター等	2	1	2	1										
ハ(2) 更生施設	0	0												
ハ(3) 助産施設 保育所等	0	1					1							
ハ(4) 児童発達 支援センター等	0	0												
ハ(5) 身体障害者 福祉センター等	1	2							2			1		
ニ 幼稚園等	13	1	5						4	1	3		1	
(9) イ 蒸気浴場等	2	3		3								2		
(16) イ 複合(特定)	401	201	239	174	46	17	28	5	42	3	34	2	12	

表-37 ホテル・旅館等に係る防火対象物適合表示制度 表示マーク交付数

(令和2年4月1日現在)

区 分	合 計	青葉消防署	宮城野消防署	若林消防署	太白消防署	泉消防署	宮城消防署
合 計	50	30	7	2	8	1	2





## 消防同意

### (1) 消防同意の状況

消防同意とは、消防が建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度です。

令和元年度における消防同意事務処理状況は3,004件で、消防同意を求められたすべての建築物について防火に関する指導を行っています。

表-40 署別消防同意事務処理状況

(令和元年度)

区 分	計	青 葉	宮城野	若 林	太 白	泉	宮 城
計	3,004	781	776	522	551	323	51
新 築	2,848	756	710	513	519	305	45
増 築	80	13	22	5	26	10	4
改 築	0						
移 転	0						
用途変更	35	12	9	4	3	6	1
修 繕	2				1		1
模 様 替	0						
仮 設	39		35		2	2	
そ の 他	0						

表-41 用途・申請別消防同意状況

(令和元年度)

区 分		合 計	新 築	増 築	改 築	移 転	用 途 変 更	大規模 修 繕	大規模 模様替	仮 設	そ の 他
合 計		3,004	2,848	80	0	0	35	2	0	39	0
(1)	イ	劇 場 等	1	1							
	ロ	公 会 堂 等	8	3	2		3				
(2)	イ	キャバレー等	0								
	ロ	遊 技 場 等	1				1				
	ハ	性 風 俗 店 等	0								
	ニ	個室ビデオ店等	0								
(3)	イ	待 合 等	0								
	ロ	飲 食 店	45	44			1				
(4)	百 貨 店 等		96	84	6		2			4	
(5)	イ	旅 館 等	5	3			2				
	ロ	共 同 住 宅 等	282	281	1						
(6)	イ(1)	避難のために患者の 介助が必要な病院	2	1	1						
	イ(2)	避難のために患者の 介助が必要な有床診療所	0								
	イ(3)	(1)を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	1	1							
	イ(4)	無床診療所、無床助産所	17	13	1					3	
	ロ(1)	老人福祉施設等	20	19	1						
	ロ(2)	救 護 施 設	0								
	ロ(3)	乳 児 院	0								
	ロ(4)	障害児入所施設	0								
	ロ(5)	障害者支援施設	2	2							
	ハ(1)	デイサービスセンター等	2	1			1				
	ハ(2)	更 生 施 設	0								
	ハ(3)	助産施設 保育所等	21	18	2					1	
	ハ(4)	児童発達支援センター等	0								
	ハ(5)	身体障害者福祉センター等	5	5							
	ニ	幼 稚 園 等	9	7	2						
(7)	小 中 高 学 校 等		43	30	11			2			
(8)	図 書 館 等		3		2		1				
(9)	イ	蒸 気 浴 場 等	0								
	ロ	イ以外のもの	0								
(10)	停 車 場 等		10	8	2						
(11)	神 社 等		7	6	1						
(12)	イ	工 場 等	46	40	5		1				
	ロ	テレビスタジオ	0								
(13)	イ	車 庫 等	83	80	1		2				
	ロ	格 納 庫	0								
(14)	倉 庫		209	203	5		1				
(15)	前 各 号 以 外		540	497	10		2			31	
(16)	イ	複 合 (特 定)	102	76	9		17				
	ロ	複 合 (非 特 定)	21	17	3		1				
(16)2	地 下 街		0								
(16)3	準 地 下 街		0								
(17)	文 化 財 等		0								
(18)	ア ー ケ ー ド		0								
専 用 住 宅		908	906	2							
併 用 住 宅		12	12								
危 険 物 製 造 所 等 ※		19	18	1							
そ の 他		484	472	12							

※ 全体が危険物製造所等に該当する防火対象物はこの欄に計上









# 消防団

消防団は、長い歴史と伝統を持ち地域住民により育まれてきた組織で、市町村の消防機関として設置されています。火災、水害等の災害が発生したときには、消防職員と協力して消火活動、水防活動等を行うとともに、火災予防のための活動も行っています。

消防団を構成する消防団員の多くは、家業や会社勤めの傍ら活動を行い、地域の安全を守っています。

## (1) 消防団の組織

仙台市の消防団は、昭和23年の消防組織法の制定により本市の消防機関として位置づけられ、7つの消防団で構成されています。

## (2) 消防団員の定員・現員

令和2年4月1日現在の消防団員数は1,942人(うち女性団員131人)であり、定員2,344人に対する充足率は82.8%となっています。



図-8 消防団組織図

(令和2年4月1日現在)



表-54 消防団員の階級別定員・現員

(令和2年4月1日現在)

区分	青葉消防団		宮城野消防団		若林消防団		太白消防団		泉消防団		宮城消防団		秋保消防団		合計	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員
団長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7	7
副団長	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	13	13
分団長	11	11	8	8	6	6	9	9	15	15	9	9	6	5	64	63
副分団長	11	11(2)	11	11	8	8	10	10(1)	15	15	9	9	6	6	70	70(3)
部長	63	58(4)	55	56(3)	43	43(1)	62	61(1)	87	86(4)	59	57(1)	33	33(3)	402	394(17)
班長	62	49(7)	82	88(4)	74	67(5)	82	80(1)	86	85(10)	100	83	34	31(6)	520	483(33)
団員	110	73(16)	215	177(9)	216	163(7)	264	203(22)	224	148(13)	175	118(9)	64	30(2)	1,268	912(78)
計	260	205(29)	374	343(16)	350	290(13)	430	366(25)	430	352(27)	355	279(10)	145	107(11)	2,344	1,942(131)

※ ( ) は女性消防団員



### (3) 防災行政用無線

防災行政用無線は、災害対策に係る円滑な通信の確保を図ることを目的に設置し、デジタル移動通信系、固定系及び全市移動系で構成されています。

このうちデジタル移動通信系は、市役所、区役所等の庁舎及び車両並びに指定避難所、補助避難所、福祉避難所、防災関係機関及び災害拠点病院等に移動局を配備しています。

また、沿岸部に居住している市民等に津波情報、避難情報及び国民保護情報を伝達する、仙台市津波情報伝達システム（固定系）を設置しているほか、災害時等に行政機関や防災関係機関が相互に通信可能な防災相互通信機能を備えた全市移動系の無線を整備しています。

### (4) コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の整備

コミュニティ防災センターは、市民センター又はコミュニティ・センターに防災資機材倉庫を併設した地域の防災・減災活動の拠点となる施設であり、1小学校区に1箇所程度設置しています。コミュニティ防災センターがない小学校区については、市民センター等の新築、大規模改修に併せて整備を進めますが、それまでの間は敷地内等に簡易型防災資機材倉庫を設置するなど、災害時の自主防災活動に必要な各種防災資機材の備蓄を行います。

### (5) 避難所・避難場所の整備

地震・津波等の災害時に緊急的に市民等の安全を守る場として、又は災害により住家を失った市民等の当面の生活の場として、災害の危険が差し迫った

場合における緊急時の避難場所等（指定緊急避難場所）と、被災者が一定期間滞在して避難生活をするための避難所（指定避難所）を指定しています。

#### 【緊急的に活用する避難所・避難場所】

##### （指定緊急避難場所）

災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所として、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、異常な現象の種類ごとに、同法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定しています。

##### 【当面の避難生活を行う避難所】（指定避難所）

災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所として、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設であるとともに、各種災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設として一定の安全性等の基準を満たす施設又は場所を指定しています。

物資の備蓄や無線の整備を行い、小学校区に1か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ市立小中高等学校を充てています。

ただし、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、地域要望を踏まえ、特例措置として市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設の一部を同様の施設として位置づけています。

### (6) 災害救助物資の備蓄

#### ・指定避難所等への備蓄

指定避難所や補助避難所となり得る市民センター、コミュニティ・センター等に、発災直後に必

指定避難所	地震、津波、洪水、土砂災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設です。
津波避難施設 津波避難場所	津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための施設及び場所です。 津波に対し安全な構造であるとともに、安全な高さを有する施設や高台をあらかじめ指定しています。
広域避難場所	火災の延焼拡大により地域全体に危険が及び、指定避難所等にとどまることが危険な場合等に一時的に避難するための場所です。火災の放射熱や煙から身を守る広さのある場所で、津波やがけ崩れ等他の災害危険等も勘案して指定しています。
地域避難場所	指定避難所への避難が困難な地域の一時的な避難場所として、必要に応じて指定しています。
いっとき避難場所	地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、また、自主防災組織による避難行動や安否確認の活動を実施するための場所です。

【その他の補完的避難施設】

補助避難所	地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要がある、地域、市と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、当該施設を指定緊急避難場所または指定避難所を補完する補助避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置づけを行って活用します。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行っています。
地区避難施設(がんばる避難施設)	食料の備蓄等を含めた平時の備え、災害時の運営は地域で行うことを前提に、集会所等地域の施設を活用し、自立して運営する避難施設です。
帰宅困難者一時滞在施設・一時滞在所	公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった者(帰宅困難者)が一時的に滞在するための施設及び場所で、仙台駅等の交通結節点を中心に、民間企業との協定等により計画的に整備を進めています。
いっとき避難場所	地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、また、自主防災組織による避難行動や安否確認の活動を実施するための場所です。
県有施設	県立高校等の県有施設については、指定避難所等の被害や受け入れ状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事及び施設管理者へ開設を要請することとしています。地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所等と同様の位置づけが必要な施設については、県との協定の締結により事前の整備を進めます。
福祉避難所	指定避難所や補助避難所等での生活が困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者を受け入れるために開設する二次的避難所であり、社会福祉施設等を指定しています。

要となる食料(クラッカー、ようかん、調理不要食、アルファ米、アルファ粥)、飲料水、毛布、簡易組立トイレ等を備蓄し、区役所、総合支所に、粉ミルクや哺乳瓶等、避難所からの要請に応じて配送が必要となる物資を備蓄しています。

・流通在庫備蓄

衛生用品(子供用紙おむつ、大人用紙おむつ、生理用品、おしりふき、トイレトーパー、軽失禁パッド)については、企業の流通ルートの中で管理し、必要量を確保する流通在庫備蓄方式により、民

間企業倉庫に備蓄しています。

(7) 津波避難施設の整備

東日本大震災の津波により被害を受けた東部地域の再生のため、平成24年度に策定した「津波避難施設の整備に関する基本的考え方」等に基づき、地域の実情等を考慮しながら、適切な津波避難施設の整備を行っています。

表-55 防災行政用無線の保有状況

(令和2年4月1日現在)

デジタル移動通信系

基地局	4局(10W) 権現森山, 大八山, 芋峠, 八木山					
固定局	2局(0.2W) 青葉区役所, 権現森山					
陸上移動局	半固定型	車載型	携帯型	簡易統制局	自動中継局	合計
	(5W)	(5W)	(2W)	(5W)	(5W)	
	522	124	68	1	2	717

全市移動系

固定系(仙台市津波情報伝達システム)

基地局	1局(5W) 青葉区役所							
陸上移動局	20局(5W) 携帯型							
固定局	区分	10W	5W	3W	1W	0.5W	0.1W	合計
	親局(アナログ/デジタル)	1						1
	子局(アナログ)				1	9		10
	子局(デジタル)		19	18	22	10		69
	合計	1	19	18	23	19	0	80

表-56 各区の避難所・避難場所の概要

(令和2年4月1日現在)

指定避難場所

区分	箇所数	収容可能人員(人)	
		避難場所	避難所
青葉区	50	247,000	55,904
宮城野区	34	146,300	39,718
若林区	20	77,000	22,480
太白区	44	193,200	45,066
泉区	47	295,100	51,841
計	195	958,600	215,009

地域避難場所

区分	箇所数	収容可能人員(人)	
		避難場所	避難所
青葉区	19	154,100	—
宮城野区	9	82,600	—
若林区	11	73,500	—
太白区	8	73,400	—
泉区	8	90,600	—
計	55	474,200	—

広域避難場所

区分	箇所数	収容可能人員(人)	
		避難場所	避難所
青葉区	2	68,000	—
宮城野区	2	93,000	—
若林区	1	42,000	—
太白区	2	31,000	—
泉区	1	24,000	—
計	8	258,000	—

表-57 主な水防実施機関とその任務

(令和2年4月1日現在)

水防管理者(市長)	
担当局区等	任 務
危機管理室	各局各区の連絡調整, 気象情報・災害情報等の収集伝達, 防災指令の伝達, 災害対策本部の設置運営
消防局	各課の連絡調整, 職員の動員, 消防団の庶務
	消防車両及び資機材の整備, 消防車等の燃料等の調達
	災害の記録, 被害状況の集約, 他課の支援
	防御活動の指揮及び部隊運用, 隊員及び資機材の輸送・配分, 被害状況図及び警防活動図の作成, 災害活動, 救助及び警戒の総合調整, 資材の調達, 収用
	救急に関する医療機関との相互連絡及び救急活動
	消防隊等の指令管制, 指揮命令の伝達, 災害情報の収集伝達
	被害状況の把握, 救急救助の災害活動及び部隊運用の支援
	警戒防御, 避難の勧告及び誘導, 人命救助, 被害状況等の収集伝達
経済局	用排水施設に関すること
建設局	排水施設の管理及び操作
	一級河川綱木川の全部及び二級河川梅田川の一部, 並びに準用河川普通河川の施設に関すること
区役所	災害情報の収集伝達, 区災害対策本部の設置運営
各局(避難所担当課)	避難所開設・運営

表-58 指定水防区域

(令和2年4月1日現在)

区 分	重 要 水 防 箇 所
重要水防区域	名取川33箇所, 広瀬川25箇所, 七北田川8箇所, 梅田川6箇所, 北貞山運河2箇所
重要水防特定区間	名取川1区間, 広瀬川1区間
準重要水防区域	高野川, 井土浦川, 貞山運河, 二郷堀, 要害川, 広瀬川の一部



応援協定の名称	発効日	締結市町村等	協定の内容
東北自動車道における消防業務に関する覚書	S 63. 7. 1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合, 栗原市, 大崎地域広域行政事務組合, 黒川地域行政事務組合, 東日本高速道路株式会社東北支社	東北自動車道における消防業務について定める覚書
東北自動車道(仙台南ICから古川ICまでの間)における救急業務に関する覚書	S 63. 3. 1	仙台市, 黒川地域行政事務組合, 大崎地域広域行政事務組合, 東日本高速道路株式会社東北支社	東北自動車道(仙台南ICから古川ICまでの間)における救急業務に関する覚書
山形自動車道宮城県消防相互応援協定書	S 63. 11. 1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合	協定市等の行政区のうち山形自動車道における消防業務に関する相互応援について定める協定
山形自動車道宮城県消防応援協定に基づく実施細目	H 2. 10. 4	仙台市消防局, 名取市消防本部, 仙南地域広域行政事務組合消防本部	上記協定の実施細目
山形自動車道における消防業務に関する覚書	H 2. 10. 4	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合, 東日本高速道路株式会社東北支社	山形自動車道における消防業務について定める覚書
東北自動車道及び山形自動車道における救急業務に関する覚書	H 2. 10. 4	仙台市, 仙南地域広域行政事務組合, 東日本高速道路株式会社東北支社	東北自動車道及び山形自動車道における救急業務の実施について定める覚書
三陸自動車道(仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間)における消火、救急及び救助業務等に関する覚書	H 28. 3. 27	仙台市, 塩釜地区消防事務組合, 東日本高速道路株式会社東北支社	三陸自動車道(仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間)における消火、救急及び救助業務等について定める覚書
三陸自動車道(仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間)における消火、救急及び救助業務等に関する協定書	H 28. 3. 27	仙台市, 塩釜地区消防事務組合	三陸自動車道(仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間)における消火、救急及び救助業務等について定める協定
仙台東部道路及び仙台南部道路における消防業務に関する覚書	H 25. 7. 1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合, 東日本高速道路株式会社東北支社	仙台東部道路及び仙台南部道路における消防業務について定める覚書
仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定書	H 25. 7. 1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合	仙台東部道路及び仙台南部道路における消防業務に関する相互応援について定める協定
仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定に基づく実施細目	H 25. 7. 1	仙台市消防局, 名取市消防本部, 仙南地域広域行政事務組合消防本部	上記協定の実施細目
仙台北部道路(利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間)における消火、救急及び救助業務等に関する覚書	H 25. 12. 22	仙台市, 塩釜地区消防事務組合, 黒川地域行政事務組合, 東日本高速道路株式会社東北支社	仙台北部道路(利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間)における消火、救急及び救助等について定める覚書
仙台北部道路(利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間)における消火、救急及び救助業務等に関する協定書	H 25. 12. 22	仙台市, 塩釜地区消防事務組合, 黒川地域行政事務組合	仙台北部道路(利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間)における消火、救急及び救助等について定める協定

表-61 航空消防応援に関する応援協定等

(令和2年4月1日現在)

応援協定の名称	発効日	締結市町村等	協定の内容
宮城県広域航空消防応援協定書	H31. 4. 1	宮城県, 仙台市, 名取市, 登米市, 栗原市, 黒川地域行政事務組合, 石巻地区広域行政事務組合, 塩釜地区消防事務組合, 亶理地区行政事務組合, 仙南地域広域行政事務組合, 大崎地域広域行政事務組合, 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	宮城県の所有する防災ヘリコプターの応援に関し必要な事項を定める協定
宮城県内航空消防応援協定書	H31. 4. 1	仙台市, 名取市, 登米市, 栗原市, 黒川地域行政事務組合, 石巻地区広域行政事務組合, 塩釜地区消防事務組合, 亶理地区行政事務組合, 仙南地域広域行政事務組合, 大崎地域広域行政事務組合, 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	仙台市の所有する消防ヘリコプターの応援に関し必要な事項を定める協定
回転翼航空機の運航についての覚書	H 5. 4. 1	仙台市, 宮城県	宮城県・仙台市の所有するヘリコプターの運航に関する覚書
東京消防庁・仙台市航空機消防相互応援協定(同覚書)	H 8. 1.22	仙台市, 東京消防庁	回転翼航空機及び乗務員の応援に関し必要な事項を定める協定
ヘリコプターテレビ電送システムによる情報提供に関する協定書	H 5.10. 1	仙台市, 宮城県	仙台市の所有するヘリコプターテレビ電送システムによる情報提供について定める協定
宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定書	H16. 4. 1	宮城県, 仙台市, 名取市, 岩沼市, 石巻地区広域行政事務組合, 塩釜地区消防事務組合, 亶理地区行政事務組合, 仙南地域広域行政事務組合, 栗原市, 大崎地域広域行政事務組合, 登米市, 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合, 黒川地域行政事務組合	宮城県に派遣されている職員の応援派遣に関する手続等について定める協定
ヘリコプターテレビ電(伝)送システム等による情報提供に関する協定書	H17. 6.16	宮城県警察本部, 仙台市	宮城県警察本部及び仙台市の各々が保有するヘリコプターテレビ電(伝)送システム等による相互の情報提供について定める協定書

表-62 その他の応援協定等

(令和2年4月1日現在)

応援協定の名称	発効日	締結市町村等	協定の内容
宮城海上保安部と仙台市消防局との業務協定	S46. 9. 1	宮城海上保安部, 仙台市消防局	仙台塩釜港仙台区及び仙台市に属する海域における消火活動等についての協定
霞目飛行場及びその周辺において, 航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡・調整等に関する覚書	S54. 4. 1	陸上自衛隊霞目駐屯地, 仙台市消防局	霞目飛行場及びその周辺において, 航空事故及び航空事故に伴う災害の発生に際し, 連絡調整を実施し円滑な消火・救難活動をするための覚書
市域境界線上に存する消防対象物の取扱いに関する協定	S57. 4. 1	仙台市, 塩釜地区消防事務組合	行政区域の境界線上に位置する消防対象物の取扱いに関する協定

応援協定の名称	発効日	締結市町村等	協定の内容
霞目管制圏内における仙台市消防ヘリポートの運用に関する協定書	H12.12.4	仙台市, 陸上自衛隊東北方面航空隊	霞目管制圏内におけるヘリコプターの運航及び航空交通管制に関する協定
仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	H6.9.8	仙台市, 名取市, 岩沼市, 仙台空港事務所	仙台空港及びその周辺における消火救難活動についての協定
仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書に基づく覚書	H6.12.27	仙台市消防局, 名取市消防本部, 岩沼市消防本部, 仙台空港事務所	上記協定の覚書
大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定	H8.10.15	(有) フタバタクシー	仙台市内に多数の傷病者が発生した場合, 傷病者の搬送業務に関して協力する
大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する応援協定	H10.9.1	(有) メモリアルサービス	大規模自然災害又は事故等により市内に多数の傷病者が発生した場合における傷病者の搬送に関する協定
災害救助犬の出動に関する協定	H10.9.1	(社) ジャパンケネルクラブ	市内の災害現場における人命検索にかかる災害救助犬の出動要請に関する協定
大規模災害時における災害活動への支援に関する協定	H21.3.18	宮城県解体工事業協同組合	大規模災害時における人的支援, 物的支援及び技術的支援等の協力体制についての協定
鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書	H21.12.25	東日本旅客鉄道(株)仙台支社, 東日本旅客鉄道(株)水戸支社, 東日本旅客鉄道(株)盛岡支社, 日本貨物鉄道(株), 阿武隈急行(株), 仙台空港鉄道(株), 仙台臨海鉄道(株), 仙台市消防局, 名取市消防本部, 岩沼市消防本部, 登米市消防本部, 栗原市消防本部, 石巻地区広域行政事務組合消防本部, 塩釜地区消防事務組合消防本部, 亶理地区行政事務組合消防本部, 仙南地域広域行政事務組合消防本部, 大崎地域広域行政事務組合消防本部, 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部	鉄道災害発生時における鉄道事業者と消防機関との, より迅速かつ効率的な消防活動及び安全管理体制の確保に関する協定
大規模災害時における酸素ガス等の供給協力に関する協定	H24.10.29	一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部	地震等の大規模災害時における円滑な消防活動体制の確保を目的とした酸素ガス等の供給協力に関する協定
MCA無線の相互通信に係る協定	H26.2.1	宮城県, 宮城県医師会	MCA無線利用による相互通信に関する協定
地域消防力の向上等に関する協定書	H30.7.12	東北福祉大学	官学連携による消防防災力の向上や人材育成を図り, 多岐に渡る消防行政の持続的な発展につなげる協定